平成２３年（フ）第１０７８号
札幌市豊平区中の島１条４丁目１番14号
債務者　長岡　和男
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０５号
札幌市南区澄川４条６丁目１番11号　マルイチマンション１階２号
債務者　山谷　雅治
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１８号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目21番６号
債務者　山岸　道子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５３号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地８　道営住宅Ｄ８―403
債務者　北嘉多優佳
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５７号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―110号
債務者　田宮みどり（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６６号
北海道千歳市文京６丁目15番地の17
債務者　柳沼　真紀
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６９号
札幌市白石区菊水８条３丁目11番２号　ノースウェイブ83―203号
債務者　武田　総子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１０号
札幌市北区屯田５条３丁目９番１号
債務者　若原　武代
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２７号
札幌市東区北７条東13丁目３番13号　佐久間ハイム202号
債務者　西方ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３５号
札幌市中央区南21条西８丁目１番35―201号
債務者　吉泉　信行
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３６号
札幌市中央区南21条西８丁目１番35―201号
債務者　吉泉　千鶴
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５０号
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番19―201号
債務者　山本　修弘
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５１号
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番19―201号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８２号
札幌市厚別区厚別西５条５丁目６番７号
債務者　佐々木和久
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９０号
札幌市北区屯田３条６丁目５番８号　山田ハイツ202号
債務者　矢内　靖生
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４２１号
千葉県船橋市北本町２丁目62―５―512
債務者　林　　一久
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４２２号
千葉県船橋市北本町２丁目62―５―512
債務者　林　　雅子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部